

久喜市消防団条例の一部を改正する条例

久喜市消防団条例(平成23年久喜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1団長の項中「184,000円」を「204,000円」に改め、同表副団長の項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同表分団長の項中「109,000円」を「129,000円」に改め、同表副分団長の項中「90,000円」を「110,000円」に改め、同表部長の項中「79,000円」を「99,000円」に改め、同表班長の項中「67,000円」を「87,000円」に改め、同表団員の項中「57,000円」を「77,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。